

KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2016年度】税法科目免除 VOL.13



河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・大木チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！



出願書類を提出後、試験日までには、1 か月程度の期間があります。その期間には、小論文や口頭試問対策が必要になってきます。また、税理士試験の準備などで、研究計画書がほとんど手つかずの方もいらっしゃるようですので、短期間で研究計画書を作成するモデルプランについても検討してみたいと思います。

小論文対策

● 小論文テストの目的

大学院受験で、小論文が課されるのは、研究計画書と合わせて、2 年後、修士論文を書く力があるのかを評価することです。具体的には、以下のような点を評価しています。配点が高いと思われる順に並べています。

解読力	資料や問題の意図をどの程度理解しているか。
意欲	どのような問題意識や主張を持つか。
構成力	問題意識や自分の考えをどのように構成するか。
発想力	個性的・独創的発想がどれだけ盛り込まれているか。
表現力	誤字・脱字、文字数、表現などがどの程度正確かつ豊かか。

このように、小論文には、いくつかの採点要素があります。未知のテーマなどに出合ったとき、何を問題と捉え、個人的な結論を見出し、意欲的にかつ客観的にその結論に至るか、その論述力が総合的に問われているといえます。見方を変えると、客観テストではないので、設問の一部がわからなくても、論述力のアピールをすること可能だということもできそうです。

● 過去問研究

基本的な対策は、過去問研究に尽きると思います。志望校などの過去問を収集し、模範解答を必ず作成してください。税法の基本原則や規定の説明、それに関する判例、そして、それらを踏まえた自分の意見を 800

字程度で簡潔にまとめる作業が、基本となります。

用語の説明は、金子租税法を基本に作成してください。また、関連判例については、金子租税法の該当ページや講義のレジメ、または、租税百選の判例などを参考にしてください。

● 解答方法

模範解答ができれば、実際に時間を測って回答してみましょう。解答するときには、いきなり書き始めず、制限時間の1割程度の時間を割いて、「マッピング・メモ」「アウトライン」を作成しましょう。(おそらく、税法の理論の解答法で学ばれたと思います。)

(1) マッピング・メモ

書きたいことを単語や短い言葉で書き出す。十分書き出したら、関連するものは、線をつなぎ、役割や意味などが重複するものは、削除する。

(2) アウトライン

マッピング・メモを「序論」「本論」「結論」などの3つ程度のグループに分け、それぞれのグループ内での書く順番をメモに振っていく。

以上の準備をした上で、書き始めましょう。時々、マッピング・メモで書き出した単語などで、漏れている重要なものがないかに気を付けましょう。

小論文対策：憲法改正

先日の参議院選挙の結果、改憲勢力が3分の2を超え、改憲の議論が今後高まりそうです。これまでは、憲法改正というと9条に関する議論が中心でしたが、今後は、新たな人権を加えることなど、憲法改正の論点については、広範な理解が求められます。様々なところで、特集なども組まれていますが、以下のサイトでも主な論点に触れていますので参考にしてみてください。法学のテーマの小論文対策として、知識の整理をした上で、改憲に対しての賛否、個々の論点に対しての自分の考えをまとめてみましょう。

論点整理・日本国憲法（毎日新聞） <http://mainichi.jp/ch160723535i/>



近代における憲法には、「国家権力を制限して**国民の権利・自由を守る**」という重要な目的があります(芦部信喜『憲法』)。そして、同時に、国民に対しての約束として、平和主義や基本的人権の保障など重要視する権利なども明示しています。

したがって、改憲というのは本来、いつ無謀なこと（徴税による国民財産の収奪や開戦など）をするかわからない国家権力に対して憲法によって課している制限を国民の合意のもとに変更するという行為です。国家権力である行政府自身が、「制限を緩めてください」と極めて不明瞭にお願いし、当事者である国民の多くがお願いされていることを理解していない今の流れには、違和感を感じなければいけないといえそうです。国家に対する制限の範囲を決めるなどの**憲法定制権力**は国民個人が有するものです（**国民主権**）。法学修士を目指すものとして、まったく、無関心ではられないテーマです。

研究計画書『超』短期作成モデルプラン

5月の確定申告の時期から8月の税理士試験までペースがつかめなくて、研究計画書の作成が予定通り進んでいない方もいらっしゃるようです。出願まで、あと1か月程度しかありませんので、場合によっては、秋受験をあきらめて、春受験に変更するのも一つの考えだと思います。しかし、入講から6か月が経過すると肝心の出願前に講師やチューターのアドバイスを受けることができませんし、年末には、また、仕事が忙しくなって準備に手がつかないかもしれません。

準備が遅れていても、何とかして秋受験にトライしてみようと思う方用に、**研究計画書『超』短期作成モデルプラン**を作成してみました。8月20日に研究テーマを決めるところからスタートして、18日後に出願締切が、その17日後に試験日が来るように設定しています。それぞれの志望校ごとに期限が違いますので、それぞれに合わせてやすいように日付と一緒に「D（出願締切日）－何日」などと併記していますので、修正して使ってみてください。

本当に、研究テーマ決定からの人には、ハードなプランですが、途中まで進んでいる人にとっては、「これぐらいなら何とかなるかも」と思っただけのかもしれない。

本来、受験だけではなく、入学後の修論作成の基礎知識取得も意識した指導をさせていただいていますので、十分な準備をしたうえで受験をしていただきたいのはやまやまですが、大学院入学は、単なる通過点です。そのために無駄な時間や受講料を払っている時間はありません。少しでも早く前に進んでください。

このモデルプランを見て、少しでもやる気になった方は、まずは、講師あるいはチューターに相談してみてください。どんな状況にあっても最善のサポートをさせていただきます。最後まで一緒にチャレンジしてみましょ。



研究計画書『超』短期作成モデルプラン

チューター 大木康裕

例： 出願書類提出締切日 **D0**=**E-17*** 9月7日（水）
試験日 **E0** 9月24日（土）

*注 **D-18**は出願書類提出締切日の18日前を **E-17**は試験日の17日前を表しています。

1. 研究テーマ・志望校の決定

D-18 8月20日（土） 迷いがある方は直ちに講師・チューターに相談すること。

2. 研究計画書の作成

D-17 8月21日（日） 図書館で判例評釈等の収集（第1回 最低5件）

D-16～D-11 8月22日（月）～8月27日（土）
評釈の読み込み、論点整理表の作成

D-10 8月28日（日） 図書館で判例評釈等の収集（第2回 不足主要文献の追加）

D-10～D-4 8月28日（月）～9月3日（土）
研究計画書初稿作成。個別指導・カウンセリング等により、最終チェック。

D-3 9月4日（日） 計画書の最終稿完成

3. 出願書類の手配 **D-13～D-9** 8月20日（土）～27日（土）まで

卒業証明書/成績証明書(即日発行が多い。郵送の場合、一週間程度)等を出願校数取得。(志望校が十分に検討されていない場合は、確定した出願校数より1, 2部多めに手配)

4. 出願書類最終確認及び提出 **D0** 9月7日（水）まで

提出方法に注意！（郵送、持参、インターネット経由など）

5. 小論文対策&口頭試問対策 **E-17～E0** 9月7日（水）～24日（土）まで

小論文 税法の基本原則のまとめ（意義、目的、論点、判例などについて800字程度）、志望校過去問の模範解答の作成を中心に、10題から20題程度。

口頭試問 参考文献、計画書を読み込み、論点整理票を整理。
5分程度で、「院進学への動機」「研究の動機」+「研究の内容」を話ができるように準備。

6. 受講

受講が遅れている場合、小論文対策開始までに最低15講までDVDなどで視聴する。

終わりに:「冷麺ください！」

今回は、かなり長くなってしまいました。次回が、秋受験用通信の最後になるということで、書き残したことをやっつけで盛り込んだ感じです。不要なところは読み飛ばしてください。



冷麺ください！

大阪から、就職で初めて東京に来たころ（結構前ですね。）、一人で入ったレストランで、「冷麺」を注文しました。出てきたものが思ったものと違っていたので、店員に「これです！」ともう一度メニューの写真を指さしたのですが、その顔には「???」。店員の返事は、「冷やし中華ですね？」今度は、私が「???（何が違うの?）」でした。

そのあと、同僚と話して原因がわかりました。

大阪では、「冷やし中華」と「冷麺」は同じものを指します。ちなみに「冷麺」のことは、「韓国冷麺」といっていましたが、本格的な焼肉屋さんぐらいでしか食べることはありませんでしたので、メニューで「冷やし中華」と書いていても「冷麺」と書いていても、「韓

国冷麺」が出てくることはありませんでした。

「ぜんざい」（大阪では「粒あんしるこ」のこと。）と「おしるこ」（同じく「こしあんしるこ」のこと。）。きつね（お揚げの入ったうどん）とたぬき（お揚げの入ったそば。東京の天かすの乗ったうどんは、大阪ではハイカラといいます。ちなみに、京都では、たぬきといえば刻んだお揚げの入ったあんかけのことです。）など、その後も、何度か、関東の食文化の壁にぶち当たりました。

コーヒーを飲まない私の最近のグローバルな食文化との戦いは、スタバに入って「・・・ラテ」「・・・マキアート」などの何語ともしれないメニューの中から、コーヒーが入っていない飲み物を引き当てるロシアンルーレットです。。。。